

川越藩における三富の新田開発：土地構成 とその後の階層分化

永浜, 先義 / NAGAHAMA, Sakiyoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

70

(終了ページ / End Page)

84

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010676>

川越藩における三富の新田開発

—土地構成とその後の階層分化—

永 浜 先 義

序

菊池利夫氏の『新田開発』⁽¹⁾によれば「江戸時代の新田開発は前後三回の開発隆盛期と、その中間にはさまれた二回の開発衰微期が存在した。」としておられる。

開発隆盛期の第一回は寛永(一六二四)より寛文(一六七三)に至る約五〇年間、第二回は元禄(一六八八—一七〇四)末より延享(一七四四—一七四八)に至る期間で享保期がその中心となる。第三回は寛政改革(一七八九)以降明治に至る。

そして第一回の開発隆盛期に於ては全国的に見て圧倒的に「水田」が多く造成された。水田の開発には築堤工事、灌漑用水工事が行われたのである。

第二回の開発隆盛期に於ては「畑作地」に開発の重点

が移って行った。蓋し洪積台地や火山の裾野といった灌漑用水路工事の、前期に比し、より困難な地域へ開発が進められて行ったのであろう。

私がここに紹介しようとする三富新田は、その第二期に当り、元禄七年(一六九四)より同九年(一六九六)にかけて開発された洪積台地上の新田で、勿論「畑作地」であり、灌漑の必要はなかったが、集落立地上飲料水を得ることの困難な乏水性地域である。この点に就ては矢島仁吉博士⁽²⁾が地理学的立場より深く研究しておられる。三富の場合飲料水は井戸に頼っているのである。

新田の開発は川越藩の藩営新田として大規模な計画の下に開拓が進められていった。

元禄七年(一六九四)乃至同九年(一六九六)にかけ

ての開拓後も漸次開拓が行われており、これに就ては余り今日まで注目されておらなかったが、階層分化という観点からこの問題を取上げてみた。三富³とは上富、中富、下富の総称で、行政区画上は上富は三芳村、中富と下富は富岡村となり後、所沢市に編入された。

三富の新田開発に就ては、歴史的方面から、或は地理的方面から研究がなされているが、案外詳細な点は解明されていない。蓋し川越藩は度々藩主が替り、柳沢侯時代の藩の史料が散佚しているためであろう。

本研究に当り多福寺住職、柳沢文雄師は好意ある史料の提供を快諾された。衷心より御礼を申し上げたい。また東京教育大の渡辺一郎講師の示唆を得たことも記してここに謝意を表したい。

一、開拓前の状況

川越市の南一〇料、所沢市の北五料の地一帯は東西三六〇〇米、南北五一〇〇余米の立野(管林)で広袤たる原野、雑木林であった。明暦万治の頃(一六五五—一六六一)から周囲の村々の入会地で、百姓が野銭(使用料)を川越藩に納めて秣場として秣や茅、落葉や薪を採集していた。

周辺の天領旗本領の村々の百姓と川越藩の野守との間

川越藩における三富の新田開発(永浜)

に争論が起り、幕府の評定所で裁判が行われた。その判決文により結局川越領である事が確認され、其処の開拓は川越藩の領主の心次第(勝手)であるという事になった。

立野争論解決の証書⁴

武務大和田村、下宿村、城村、本郷村、日比田村、坂下村、中野村、藤間村、岸村並追訴館村、中野村、大井村、野田村、笹井村、根岸村、上広瀬村与川越領野守秣場争論之事。為^レ檢使平岡三郎右衛門、池田新兵衛。差遣檢分処、四拾六年以前川越領江野銭納^レ之候。他領式拾九箇村之百姓野銭場江致^レ新開^レ三付、野守訴^レ之節宮城越前守、北条新藏、猪飼半右衛門、黒川与兵衛、雨宮次郎右衛門、設楽勘右衛門檢分之上他領之村〇〇境塚築之儀、此塚武藏野之方江新開新林不可^レ致^レ之。又野守方江新開新林不可^レ致^レ之旨双方江証文出^レ之其塚今以^レ健^ニ有^レ之、武藏野附川越領村々ニ者塚無^レ之証文不出^レ之候。依^レ是從前之川越領ニ新畑開^レ之檢地受^レ之水帳有^レ之川越領本高ニ結之上者、武藏野新田並立野屬ニ川越領ニ統無^レ紛。然則今度訴出百姓非分之至也。川越領之野者尤^レ為^レ二領一間可^レ為^レ地頭心次第^一。仍^レ為^レ後証^一繪圖令^レ裏書加^レ印判^一双方江下置之条、永守^ニ此旨^一不可^レ違犯^一者也。

元禄七年甲戌七月廿二日

井 三十郎 印
 稲 伊 賀 印
 松 美 濃 印
 川 振 津 印
 能 出 雲 印

本紀 伊印
戸能 登印
松 老 岐 印

(井三十郎は井戸三十郎良弘、対馬守または志摩守で当時勘定奉行。稲伊賀は稲生伊賀守正照で当時勘定奉行。松美濃は松平美濃守吉保、即ち柳沢出羽守保明のこと。当時御側用人で川越藩主。川撰津は川口撰津守宗恆で、当時江戸町奉行。能出雲は能勢出雲守頼相で当時江戸町奉行。本紀伊は本多紀伊守正永で当時寺社奉行。戸能登は戸田能登守忠真で当時寺社奉行。松老岐は松浦老岐守棟で当時寺社奉行。)(5)

柳沢吉保が川越藩主となったのが元禄七年(一六九四)一月、前記争論の裁許状が出たのが同年七月であるから吉保の着任後間もなく他領との間の争論に判決が出たのである。だから吉保もこの原野を放置しておくよりは寧ろ開拓して、後々いざこざが起きないようにしようとしたのであろう。

二、開拓の進行と土地構成

『三富開拓誌』(6)によれば元禄七年(一六九四)川越藩主柳沢出羽守保明(吉保)は、その家老曾禰権太夫貞刻に命じて開拓させた。貞刻は先ず地藏林(今の富地藏)を

中心に地割に着手した。幅六間の道路を周囲およびその中心部に直交して設け、これに沿って両側に、また補助道路に沿って片側に民家屋敷を設けさせた。一戸分の間口は四〇間、奥行三七五間、約五町歩の短冊型とし入植者に対して、ほぼ各戸均等の面積の土地を与えた。先ず道路に面した表口を住宅とし、その後方を畑地、更にその後方は山林として残し薪や草の供給源とした。各戸に於ては更に畑の中間に縦に耕作道を設け、畦畔毎に卯ツ木を植えさせた。集落の形態から見れば両側路村又は片側路村の形態をなしている。

上富村の開発は忠右衛門、中富村の開発は喜平次で共に亀久保村(三富の北々東約三軒)より移住、下富村の開発は広右衛門で大袋新田(三富の北々西約八軒)より移住した。一般村民が何処からどのようにして集められたかは未だ解明されていない。

元禄七年(一六九四)に開拓に着手し一応元禄九年(一六九六)には完成。五月に検地が行われた。

元禄九年(一六九六)五月の検地帳(7)により畑の村別、品等別、面積および石高を表示すれば第一表の如くである。

これによれば開拓当初のことであるだけに下畑、下々畑が圧倒的に多い。即ち下畑下々畑の占める割合を見る

第1表 元禄9年(1696)の検地帳による村別品等別面積・石高表

| 品等 | 上 畑 | | 中 畑 | | 下 畑 | | 下々畑 | | 野 畑 | | 畑の計 | | 屋敷 | | 屋敷数 | 総計 |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|------------|-------|------------|-------|----------|-----------|------------|----------|----------|-------|-----------|------------|
| | 実 | 反 | 実 | 反 | 実 | 反 | 実 | 反 | 実 | 反 | 実 | 反 | 実 | 反 | 戸 | 反 |
| 上 | 22.4.5.14 | 町 | 50.4.8.26 | 町 | 175.7.6.19 | 町 | 194.5.3.07 | 町 | — | — | 443.2.4.06 | 町 | 4.3.0.00 | 町 | (83) | 447.5.4.06 |
| | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | — | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | 反 |
| 富 | 5.07 | 石斗升合 | 11.39 | 石斗升合 | 39.65 | 石斗升合 | 43.89 | 石斗升合 | — | — | 100.00 | 石斗升合 | — | — | — | — |
| | % | | % | | % | | % | | % | | % | | % | | % | |
| 村 | 134.7.2.8 | 石斗升合 | 252.4.4.3 | 石斗升合 | 703.0.6.5 | 石斗升合 | 583.5.9.7 | 石斗升合 | — | — | 1673.8.3.3 | 石斗升合 | 43.0.0.0 | 石斗升合 | — | 1716.8.3.3 |
| | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | — | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | 反 |
| 中 | 22.5.9.10 | 町 | 30.4.4.06 | 町 | 83.9.5.20 | 町 | 72.9.7.19 | 町 | — | — | 209.9.6.25 | 町 | 2.0.0.00 | 町 | (40) | 211.9.6.25 |
| | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | — | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | 反 |
| 富 | 10.76 | 石斗升合 | 14.50 | 石斗升合 | 39.99 | 石斗升合 | 34.76 | 石斗升合 | — | — | 100.01 | 石斗升合 | — | — | — | — |
| | % | | % | | % | | % | | % | | % | | % | | % | |
| 村 | 135.5.6.0 | 石斗升合 | 152.2.1.0 | 石斗升合 | 335.8.2.7 | 石斗升合 | 218.9.2.9 | 石斗升合 | — | — | 842.5.2.6 | 石斗升合 | 20.0.0.0 | 石斗升合 | — | 862.5.2.6 |
| | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | — | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | 反 |
| 下 | 7.1.12 | 町 | 6.6.0.08 | 町 | 95.0.7.03 | 町 | 141.3.4.14 | 町 | 町 | 町 | 252.2.2.16 | 町 | 2.4.5.00 | 町 | (49) | 254.9.7.16 |
| | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | — | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | 反 |
| 富 | 0.28 | 石斗升合 | 2.61 | 石斗升合 | 37.65 | 石斗升合 | 55.97 | 石斗升合 | 3.48 | — | 99.99 | 石斗升合 | — | — | — | — |
| | % | | % | | % | | % | | % | | % | | % | | % | |
| 村 | 4.2.8.4 | 石斗升合 | 33.0.1.1 | 石斗升合 | 380.2.8.4 | 石斗升合 | 424.0.3.4 | 石斗升合 | 17.5.8.6 | 859.2.0.1 | 石斗升合 | 24.5.0.0 | 石斗升合 | — | 883.7.0.1 | |
| | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | — | 反 | 斗 | 反 | 斗 | — | 反 |
| 1反 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 | 斗 |
| 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 | 高 |
| 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 |
| (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) | (172) |

と上富八三・五四%、中富七四・七五%、下富は野畑も加えたと九七・一〇%となる。

屋敷面積を見ると各戸五畝となっているが例外が三件あり、それは何れも一〇畝で一般の民家の倍になっている。その例外はいずれも上富村にあり、萩沢家敷、曾根屋敷、および忠右衛門である。前二者は川越藩家老の下屋敷、忠右衛門は開発名主の家である。

畑は均田主義により大体五町歩であるが細かく見れば多少の出入がある。勿論前記三家の畑は例外で大体一般の村民の倍である。

即ち萩沢屋敷は一〇町一畝七歩、曾根屋敷は九町四反八畝六歩、忠右衛門は九町八反一畝二六歩となっている。萩沢屋敷と曾根屋敷には家守と称する小作管理人を置いて管掌させた。柳沢侯郡山移封後は多福寺に寄贈されて今次終戦後の農地改革まで多福寺の所有に属していた。

この三家を除いた一戸当りの畑地面積の最高、最低および平均を表示すれば第二表の如くなる。全体の平均が一戸五町三反四畝である。(北海道の屯田兵の場合がやはり一戸当り五町宛の土地が割当てられ開墾された。)

木村礎・伊藤好一氏編『新田村落』の第二一表、元文元年(一七三六)村請新田階層別土地所持状況を見ると大沼田新田(8)の屋敷持の最大頻数四八・五%は一、五

第2表 一戸当り畑地面積 (元禄9年1696の検地帳による)

| | 畑地面積総計 | 戸数 | 一戸当り平均 | 最高 | 最低 |
|----|---------------------------------|-----|----------------|---------------------|---------------------|
| 上富 | 町反畝歩 440. 3. 0. 07 (除三家分) | 80 | 町反畝 5. 5. 0 | 町反畝歩 6. 2. 3. 00 | 町反畝歩 4. 4. 3. 11 |
| 中富 | 209. 9. 6. 25 | 40 | 5. 2. 5 | 6. 4. 0. 05 | 4. 0. 1. 05 |
| 下富 | 252. 5. 2. 16 | 49 | 5. 1. 5 | 6. 2. 2. 07 | 4. 2. 1. 11 |
| 計 | 902. 7. 9. 18 | 169 | 5. 3. 4 | — | — |

註 平均は歩以下切捨て

町、砂川新田⁽⁹⁾においては一、五町、二町を合せて五二%と大多数を占めている。また山崎謹哉氏⁽¹⁰⁾の『大塚新田(民営新田)の地域構造』⁽¹¹⁾の第四表文化一三年(一八一六)土地所有構成を見ても一番多いのは一、二町の三一%であり次に多いのは一反、三反の二〇%である。

これに較べて藩営新田である三富新田が如何に好条件であったかが知られる。前記三新田はいずれも武蔵野台地上の新田であつて自然的条件としては三富新田と大差なく畑地のための村落である。

尚、開発当初の状況を知るために『武蔵野古来記』⁽¹²⁾があるので次に紹介する。

武蔵野古来記

一、武蔵野御新田元禄九丙子年春御新田御領相済同六月屋鋪割相済畑屋敷御拝領仕候 尤家作普請之儀は八月九月中急度出来仕候様被仰付家作仕候 尤居宅二間に五間 馬屋二間に四間家作仕候様被仰付候

、名主忠右衛門家初発に家作仕夫より段々村方惣百姓家作仕候而罷在申候

註元禄一〇年丁丑(一六九七)

、多福寺建立二年目丑年正月十一日細工始同五月六月中寺其外立物迄建立仕尤諸道具等迄御調被遊候

一、多聞院之儀は多福寺一所に御建立被遊候 尤両寺共賃銭被

川越藩における三富の新田開発(永浜)

下人足御取仕被遊候 尤御合力米五拾俵是は多福寺に拾五俵は多聞院江被下置候

一、御普請御奉行地方役三好与左衛門殿八月迄御詰被成其外御代官様方御詰被成候

一、多福寺供養御座候八月五日より七日迄

八月五日寺建立之供養、六日釣鐘供養、七日諸相方引渡供養御座候

一、多福寺釣鐘 但しつきはじめ

一番 洞天和尚

二番 虎峰和尚

三番 御家老曾根権太夫殿

四番 御家中

其節餅つき被成大方之事に御座候 尤も銘々被下置候

一、上富村初より二年之内八月迄亀久保村地藏院旦那御座候

其後多福寺旦那罷成候

一、中富村下富村右二年之内上富村同前に八月迄大塚村西福寺旦那御座候 其後多福寺旦那罷成申候

一、多福寺建立之儀、門より内不残賃銭被下建立被遊候、門より外三富人足罷出あらく致申候

一、多聞院之儀も同年一度御建立出来仕候 是茂多福寺通り賃銭被下置候

一、多福寺境内右御林御座候

一、多福寺多聞院共御建立出来仕御引渡地方御奉行三好与左衛門殿御引渡相済申候 多福寺多聞院共御普請木、御林に而為

御切被成候 上木之分⁽¹³⁾は江戸廻しに而參申候
 一、建立に付大工木挽家根屋左官御領私領共、御取被成御使被遊候

一、三富家作被仰付、式は二間張五間、馬屋二間に四間作候様被仰付候 尤八月九月之内普請出来仕候様被仰付候

一、三富御新田御割付被下候入谷五右衛門様、名主忠右衛門御召連御割被遊候

御新田御檢地方、長島喜兵衛様、御代官留筭森右衛門、加藤太兵衛様右御代官御兩人

一、地藏尊建立五年目に立申候 尤祭礼之儀は御新田始年七月廿四日より祭礼立申候

一、上富村宿之内屋敷割御繩二度請申候

一、八軒家は一度繩請申候

一、松平美濃守様⁽¹⁴⁾御代は高役等之儀は御慈悲以御免被遊候 右之通り武藏野御新田両寺共に松平美濃守様御取立に御座候

元禄十二卯年 上富村名主 忠右衛門

(多福寺釣鐘のつきはじめ 一番の洞天和尚とは多福寺の開山洞天恵水禪師、二番の虎峰和尚は多福寺二世虎峰玄章禪師で柳沢吉保侯の実弟、三番曾根権太夫は川越藩家老で当三富村開拓の最高責任者、松平美濃守は柳沢吉保侯の事)

藩営新田である三富は元禄七年(一六九四)開拓に着手してから五箇年間は租が免ぜられ、元禄一三年(一七〇〇)より納租を開始している。

前記「武藏野古来記」によれば「松平美濃守様御代は高役等之儀は御慈悲以御免被遊候」とあるように、柳沢吉保が川越在任中は高役(正租に対する付加税の一種である高に依じて付加される労役奉仕)も免除されたところ。

新田開墾には多くの困難が横たわっていたので右のような優遇の措置がその代償として与えられたのであろう 同じく三富新田開拓の状況を知るため下富村明細帳⁽¹⁵⁾を次に掲げる。

下富村明細帳

六十二年以前松平美濃守様御檢地

一、高八百八十三石七斗壹合

反別二百五十四町九反七畝十六歩

此訳

上畑 七反一畝十二歩 六 反ニ三十八文

分米四石二斗八升四合

内六畝十六歩堀敷引寅年御改出反ニ二十四文

中畑 六町五反二十四歩 五 反ニ三十二文

分米三十三石一斗三合

内九畝十四歩堀敷引寅年御改出反ニ二十文

下畑 九十四町九反五歩 四 反ニ二十四文

分米三百八十八石二斗八升四合

内一反六畝二十八步堀敷引寅年御改出反二十五文

下々畑 百四十疋町二反三畝十六步 三 反三十八文

分米四百二十四石三升四合

内一反二十八步堀敷引寅年御改出反二十一文

野畑 八町七反九畝九步 二 反ニ八文

分米十七石五斗八升六合

屋敷 二町四反五畝步 十 反ニ六十二文

分米二十四石五斗

分米合八百八十三石七斗一合

御年貢之儀畑別ニ取立上納仕候

外

畑 二十五町四反九畝二十九步 丑ノ開発(16) 反ニ二十六文

畑 四町七反五畝 七步 卯ノ開発 反ニ二十六文

一、当村御年貢元禄十三辰年ヨリ上納仕候 尤モ鹿畑故五ケ年

御年貢御免被下置候

一、御取箇之儀其後度々御増永被仰付上納仕候

一、永志貫文ニ付口永三十二文宛相納申候

一、御林沓ケ所 立木松 横十間長千八百間

一、御並木沓ケ所 立木松 長八百間余

一、御並木沓ケ所 立木多ゴ 長六百間余

一、畑方作物 大麦小麦粟稗岡穂蕎麦芋蕪大根作り申候

一、男女かせぎ耕作之外無御座候

一、諸作仕付之儀ぬか灰しもこえ等に而仕附申候

一、御○木二十五本、前々より納米申候 尤も伐被下置候

川越藩における三富の新田開発(永浜)

一、人馬御役勤高役に勤来り申候

一、尾張様清戸村江御成之節人馬高役に勤来り申候

一、名主役村高十分一諸役御引被下勤来り申候

一、組頭役当村屋敷一軒分之役引に勤来り申候

一、名主御用ニ付川越御役所江罷出候節は馬老足永々御免被下置候

置候

一、井戸三ヶ所修覆之節前々より檜木被下置候名主并

一、当村 東西 東上富村へ相続申候 西御他領神谷へ村続に御座候

御座候

南北 南御他領所沢村へ沓里 北御他領分兩赤坂村

へ沓里

当村より江戸日本橋江道法 拾里

当村より川越御城下迄道法 三里

当村より清戸村江道法 二里半

一、金式兩式分 是は村中より出し申候 定夫○○

一、金式兩 是は名主為助合村中より出申候

一、家数合六十軒

内一軒名主 五十四軒本百姓 五軒家守

一、総人数 三百五拾六人

男百二十四人 女百二十二人 童百九人 男道心一人

一、馬数 二十五疋

内粟毛十疋 鹿毛十疋 白毛五疋

右之通

御城主様御代々書上候通相違無御座候 此度分米等御差圖之通

書加へ差上申候 以上

宝曆五年亥三月

下富村

| | | |
|-----|-------|---|
| 名主 | 広右衛門 | 印 |
| 組頭 | 七郎右衛門 | 印 |
| 同断 | 庄右衛門 | 印 |
| 百姓代 | 儀右衛門 | 印 |

三、集落立地としての飲料水の問題

三富新田は所謂武蔵野台地上の原野を開墾して陸稲栽培を主とす新田開拓を行ったわけであるが、集落立地上最も重要な飲料水に就ては非常な苦心をしたのである。

多福寺開山洞天恵水和尚の名も何かこの問題と関係があるような気がする。三富の位置を見るのに、三富の中心である多福寺より南東方、柳瀬川の一支流亀力谷村の南方を流れる川まで約四軒、また北西方不老川シラカサガまで四軒強、北東新河岸川まで六軒という距離にある。(海拔高度は最高、中富、下富の南西端六〇米、最低は上富の北端八軒家が三五米、大体に於て平坦な、南西に高く北東に低い地形である。)

この地の開拓に当り柳沢侯は、多福寺を中心として遠く箱根ヶ崎(南西一三軒)の池より上水を引く計画を立てたが遂に成功しなかったという。今尚その掘敷の痕跡がある。

三富住民の飲料水は井戸を掘鑿してこれに頼る外なかった。『三富開拓誌』によれば開拓当初掘鑿された井戸(17)は、多福寺中庭、多開院、および八軒家各々一、上富一、中富三、下富三の計一一井、これを元禄九年の検地帳に載せる屋敷数一七二と多福寺、多開院を加え一七四屋敷で使用したと見れば一井当り約一五戸となる。如何に不自由であったか想像することができる。

「武蔵野の茅湯」(18)というのは開拓の当初井水の乏しいに困窮し、茅を刈り日蔭に干し、これで手足を拭き取り入浴に代えたという。

飲料水は開拓当初は馬に樽を積んで柳瀬川まで約四軒を運搬して給水したという。その樽が中富村、長谷川英氏方に所蔵してあると『三富開拓誌』に記載してあるので訪問したが既に多福寺に寄贈したということであった。長谷川英氏の話によると、円筒形で口の直径二八糎、高さ一米弱、厚さ二糎位の板で作ってあり、これを四個馬の背につけて水を汲みに行ったという。

武蔵野台地は厚いローム層があり、その下に洪積世の初期に堆積された砂礫層があり、その下が粘土層で不透水層をなしている。(19)従って井戸を掘ることも非常に困難があったと見える。この近くに掘兼という村があるが蓋し井戸を掘りかねたことから地名になったのである

頭、最も多数を占めているのは五反未満四反以上の二四名である。

当時の下富村の戸数がわからないが元禄九年（一六九六）の検地帳によると四九戸、新編武蔵風土記稿（一八一〇年起稿、一八二八年完成）によると七八戸となっている。延享二年は一七四五年だから丁度前二者の中間に当る。従って四九戸と七八戸の中間をとれば六三戸となる。正確なことは史料がないのでわからないが大体六〇数戸と想定してよいのではなからうか。とするとそのうちの約半数強が開発に従事している。また開発の面積は当時の村内に於ける発言力の大小を表現すると見られる。

前表を参考に村民の階層を考えれば

- 1、名主層（最上層）
- 2、村役人階層（上層）
- 3、村役人に次ぐ階層（準上層）
- 4、中堅層（最も多い）
- 5、中堅層に次ぐ階層
- 6、開発に従事せざる階層

というように分化して来たことが見られる。元禄七年の開発の際は皆同一で五町歩の土地が与えられたがその後五〇年を経た延享二年にはこのように階層が分化して

来たことが見られる。

下富村の明細帳にある卯の開発に就ては史料がないからわからないが延享四年（一七四七）丁卯の開発であろうと思う。上富村に延享四年卯年の開発の史料がある。

3、上富村の卯の開発（見取場）

多福寺蔵「武州入間郡武蔵野上富村永帳」によると延享四年（一七四七）卯年御開発見取場というのが付いている。この開発は三九筆、従事した者は二六戸となっている。当時の上富村の戸数は解らないが前の場合と同様に、元禄九年（一六九六）検地帳で調べると中組六二戸永久保二二戸、計八三戸、それに元禄十二年（一六九九）開発の八軒家の八戸を加えると九一戸、新編武蔵風土記稿によると一一〇余戸となっているのでその中間をとると大体一〇〇余戸となる。

扱て延享四年の開発は二六戸だから上富村の戸数の約四分の一しかこれに従事していない。この四分の一の二六戸は村内でも有力な層であろう。

これを表示すれば第五表の如くである。

表中のJとKとは合同で一町二一歩の開発をしているのでこれを等分にして五反一〇歩ずつとし、夫々Jは六八畝〇四歩プラス五〇畝一〇歩計一一八畝一四歩、Kは六九畝一〇歩プラス五〇畝一〇歩計一一九畝二〇歩とし

第5表 上富村延享4卯年(1747)の開発
による個人別開発面積と筆数

| 氏名 | 字名 | 開発面積と筆 | 計 |
|----|-----|---------------------|------------|
| A | 中組 | 畝歩 8.29 | 畝歩 8.29 |
| B | " | 8.29 | 8.29 |
| C | " | 8.29 | 8.29 |
| D | " | 8.29 | 8.29 |
| E | " | 8.29 | 8.29 |
| F | " | 8.29 | 8.29 |
| G | " | 8.29 | 8.29 |
| H | " | 9.05+9.05+9.05 | 27.15 |
| I | " | 9.05 | 9.05 |
| J | " | 68.04 | 68.04 |
| K | " | 69.10 | 69.10 |
| L | 永久保 | 9.05 | 9.05 |
| M | " | 8.29 | 8.29 |
| N | " | 9.05 | 9.05 |
| O | " | 9.05+9.05+8.17 | 26.27 |
| P | " | 9.05+8.02 | 17.07 |
| Q | " | 8.29+8.22+8.07 | 25.28 |
| R | " | 8.29+8.29+9.05+9.05 | 36.08 |
| S | " | 8.29+8.29 | 17.28 |
| T | " | 8.29 | 8.29 |
| U | " | 9.11 | 9.11 |
| V | " | 10.08 | 10.08 |
| W | " | 9.05+9.05 | 18.10 |
| X | " | 8.07 | 8.07 |
| Y | " | 9.05+9.05+9.05+9.05 | 36.20 |
| Z | " | 9.05 | 9.05 |
| JK | 中組 | 100.21 | 100.21 |
| 計 | | | 590.05 |

て開発面積によりその開発者数を調べると第六表のようになる。

即ち一町以上開発の二名は村内の最有力者であろう。大部は一反未満で一五戸、約五八%に当る。

尚この開発には元禄一二年開発の八軒家の者は含まれていない。

出発点は皆約五町歩ずつの面積であったが五十年も経

川越藩における三富の新田開発(永浜)

第6表 上富村延享4年(1747)開発
面積段階別表

| 面積 | 戸数 |
|-----------|----|
| 1町以上 | 2 |
| 4反未満 3反以上 | 2 |
| 3反未満 2反以上 | 3 |
| 2反未満 1反以上 | 4 |
| 1反未満 9畝以上 | 5 |
| 9畝未満 8畝以上 | 10 |
| 計 | 26 |

過すると階層の分化して来た事が知られる。

延享4年上富村永帳(多福寺文書)により作成

延享4年上富村永帳(多福寺文書)により作成

4 中富村拾間林の開発

所沢市史⁽²²⁾に中富村新田検地水帳が出ていたので次に掲げておく。

字拾間林

一、下畑 沓町歩

嘉平次

一、下畑 沓町六反八畝拾歩 平八

右之寄

高拾石七斗三升三合

反別 貳町六反八畝十歩

右之者武蔵国入間郡中富村林地開発之所町方依頼名主組頭百
姓代為案内六尺沓歩之間竿を以同検地者也

天保十五年甲辰年十月

ここでは僅か二人だけの開発であり、平八は名主であることが知られる。(案内 名主 平八、組頭 六兵衛 宇兵衛、百姓代 平右衛門とあること)によって知られる) 嘉平次はどういう者か不明だが、名主級の村内有力者であったのだろう。

以上元禄七年—九年の藩営開発の後も勤勉なる村民によって漸次開発が行われていった。元禄一二年の八軒家は藩営であるがそれ以後の三件は民営の開発であろう。しかもそれを行ったのは村内の有力者達であった。例が

少ないため結論を出すことは危険であるが、今まで触れられていないのでここに紹介したのである。

五、年貢の問題

年貢の反当賦課の変化の状況を表にまとめてみると第七表の如くなる。元禄九年(一六九六)検地と天保一五年(一八四四)検地とが石高で、下畑に於てはいずれも四斗となっており変りはない。石高は農業生産力(畑の場合には岡穂・麦・大豆・或は茶・桑樹等)を米に換算して定めたもので、貢租の基準量である。これも他より極めて低く見積られている。

正徳元年(一七一—)と宝暦五年(一七五五)は永で四〇数年間に屋敷は三・一倍、上畑は二・五倍強、中畑は二・五倍弱、下畑は二・四倍、下々畑二・二五倍と、倍率が屋敷は最も高く、以下上畑、中畑、下畑、下々畑の順に漸次倍率も少くなっている。此の間に大きな開きがあるのは此の間に検地の改定があった為であろう。

宝暦五年(一七五五)と安政四年(一八五七)とでは約一〇〇年も経っているのに僅少の上昇しか見られないのはどうした訳だろうか。

児玉博士⁽²³⁾によれば検地によって定められた石高は大名の勢力の規準となるもので、將軍が封地を与える時

第7表 反当り年貢の高

| 年 村 別 品等 | 元禄9年 (1696) | 正徳元年 (1711) | 宝暦5年 (1755) | 天保15年 (1844) | 安政4年 (1857) | | |
|-------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|------------------|-----|---------|
| | 上中下富 | 中 富 | 下 富 | 中富拾間林 | 上富 | 八軒家 | 開発(見取場) |
| 上 畑 | 6斗 | 15文 | 38文 | 4斗 | 40文 | 27文 | 38文 *2 |
| 中 畑 | 5斗 | 13文 | 32文 | | 34文 *1 | | |
| 下 畑 | 4斗 | 10文 | 24文 | | 26文 | | |
| 下々畑 | 3斗 | 8文 | 18文 | | 23文 | | |
| 野 畑 | 2斗 | | 8文 | | | | |
| 屋敷 | 10斗 | 20文 | 62文 | | 64文 | 64文 | |
| 史料 | 上中下富 地帳(多 福寺文書) | 中富年貢割 付目録(所 沢市史) | 下富村細帳 明帳(多 福寺文書) | 中富村拾間 林新田検地 水帳(所 沢市史) | 上富村永帳 (多福寺文書) | | |

*1. 天保6未(1835)年3文増永

*2. 天保6未()年5文増35文

弘化4未(1847)年3文増

開発とあって上、中、下、下々の品等はない。多分延享4年(1747)の開発(見取場)の分のことであろう。

も、大名が軍役を負担する時にも、これを土台とする。検地事業は非常な経費と年月とを要することも原因ではあるが、また大名が無断でやって石高を変更することは許されない。一藩全体の検地の如きは容易に行われなかった。しかし耕地の欠損も生ずれば新開地もできる。部分的部分には度々行って修正をする必要があった。その場合でも本来の石高は表向きには存置しておいて、石盛や、貢租の率の方で手加減をしたりした。そういう訳で余り変化がないのではなからうか。

結 語

以上元禄七年より九年に至る藩営新田開発としての三富村に就て述べ、更にその後於ける民営開発の状況を主として開発耕地面積の大小より農民の階層分化の様子を眺めて来たのであるが、限られた史料であり浅学非才のため充分に意をつくすことができなかった。尚時間的制約もあり不本意ではあるが一応筆をおくことにする。先学諸兄の御鞭撻を得て後日を期したい。(一九六二年七月二十七日)

註

1 菊池利夫氏 「新田開発」第二章

木村礎、伊藤好一氏編 「新田村落」

2 矢嶋仁吉博士著 「武蔵野の集落」

川越藩における三富の新田開発(永浜)

3 三富はサントメと読む。古くは「留」の字を書いたのもある。「富」の起源については「三富開拓誌」に論語子路篇の文を引用してあるが、脱字が多くて意味がとり難いのでそれを補いここに掲げておく。

子適衛。冉有僕。子曰。「庶矣哉」。冉有曰。「既庶矣。又何加焉」。曰。「富之」。曰。「既富矣。又何加焉」。曰。「教之」。

村を富ますことを第一とし又教学の中心として多福寺、多聞院を建立したのである。

岸伝平著「川越藩政と文教」(川越叢書第十卷)にも引用してある。

4 三富史蹟保存会編「三富開拓誌」

(三富史蹟保存会々長柳沢玄藏氏が主に執筆しておられる)

5 読史備要による。

6 三富史蹟保存会編「三富開拓誌」

7 武州入間郡武蔵野上富村検地帳

同 中富村検地帳

同 下富村検地帳

いづれも元禄九丙子年。(多福寺藏文書)

8 大沼田新田は多摩郡に属し多福寺より南方一〇杆にある村受新田。

9 砂川新田も多摩郡に属し多福寺より南西一五杆にある村受新田。

10 地方史研究協議会発行「地方史研究」43(一九六〇年二月)所載 山崎謹哉氏「検地と土地所有からみた武州入間郡大塚新田の地域構造」

11 大塚新田は入間郡に属し武蔵野台地北東部 多福寺の北々西八杆。

右三新田共水田はなく畑のみで三富新田の場合とほぼ同条件の所。

12 「武蔵野古来記」は前記「三富開拓誌」にあり。同書の編纂後録によれば「武蔵野古来記は故山崎代助氏が生前浄書し置きたるものを、山崎豊司氏から提供されたり」とある。

13 上木之分は江戸廻しに而参申候 とあるがこれは江戸の材木商より新河岸川を遡上し来てそれより陸路三富村へ運搬した由。

14 松平美濃守とは柳沢出羽守保明のこと。後松平の姓を許され綱吉の吉の字をもらって吉保と称した。

15 前掲「三富開拓誌」所載。多福寺藏文書。

16 丑ノ開発とあるのは延享二年(一七四五)乙丑の開発で、多福寺藏文書「入間郡下富村武蔵野新開検地野帳」と面積が一致する。

17 前掲「三富開拓誌」一二七頁

尚、前掲 矢嶋博士の「武蔵野の集落」にもこれから引用しておられる。

18 前掲「三富開拓誌」一二八頁

19 前掲 矢嶋仁吉博士の「武蔵野の集落」

村本達郎著 埼玉県新誌(日本書院の郷土新書)

20 「武蔵三芳野名勝図会下之巻」桜齋中島孝昌輯著(享和辛酉年の序文がある)

(埼玉叢書巻一、埼玉県史編纂事務所 編輯者、柴田常恵、福村坦元)

21 「多濃武の雁」陽盛胤 納子選著

(宝曆三癸酉秋八月の序文がある)

(埼玉叢書 巻二、以下右に同じ)

22 所沢市史(昭和三二年三月発行)三〇二頁

23 児玉幸多博士著「近世農民生活史」一九頁(都立松原高等学校勤務)